

募集要項

1.目的

全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）は、医療保険者として、被保険者及び被扶養者（以下「加入者」という。）の健康増進等に資する事業をしており、その一環として協会けんぽ徳島支部では、事業所で働く従業員の健康増進を事業所が積極的に取り組むこと等を目的とし「健康事業所宣言」事業を行っている。

そこで、健康増進関連事業を行っている企業等と連携して、健康増進サービスにおける特典等を徳島支部の健康事業所宣言をしている事業所の加入者（以下「徳島健康事業所加入者」という。）へ付与することにより、徳島健康事業所加入者へのサービス向上を図る。

以下、健康増進関連事業を行っている企業等と連携して、健康増進サービスにおける特典等を徳島健康事業所加入者に付与することを「トクしま健康事業所サポート」といい、トクしま健康事業所サポート事業に参加いただく企業等を「受託企業」という。

2.募集要件

- (1) 徳島健康事業所加入者に対して、無償で各種健康増進サービスにおける特典等をご提供いただくことが可能な企業であること。
- (2) 原則、各種健康増進サービス業務の全部を受託企業内で行うこと（協会けんぽ徳島支部が承認したときを除く）。
- (3) 各種健康増進サービス業務の経費については、全て受託企業の負担とすること。
- (4) 健康増進サービス業務を行う設備及び施設を有する企業であること。

3.契約期間

覚書を交わした日から原則最初の3月31日までとし、受託企業、協会けんぽ徳島支部、いずれからも更新しない旨の意思表示がない限り、以降、1年間毎に自動更新する。

4.応募方法

応募にあたり、協会けんぽ徳島支部へ下記書類を提出すること。

- (1) トクしま健康事業所サポート応募申込書
- (2) 社会保険料納入確認（申請）書又は社会保険料納付にかかる領収書等
 - ①厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用事業所においては、直近1年間について保険料を納付したことが確認できる書類
 - ②厚生年金保険の適用を受けない個人事業所においては、直近1年間について事業主が国民年金保険料を納付したことが確認できる書類
- (3) 責任者を明確にした個人情報保護に関する体制及び作業要員一覧表

(4) 受託企業の事業内容のわかるもの（会社案内の写し等）

5.特典サービスの選考について

トクしま健康事業所サポートの応募をいただいた後、受託企業の選考又はご提供いただく特典サービスの採用の可否等の判断を協会けんぽ徳島支部にて行う。

なお、採用の可否については、協会けんぽ徳島支部より、応募いただいた企業へ文書にて通知を行う。

6.覚書の締結について

特典サービスの採用にあたり、受託企業、協会けんぽ徳島支部で覚書を交わすこと。

覚書の締結に際し、受託企業又は協会けんぽ徳島支部において特記事項がある場合は、覚書にその内容を記載すること。

お問い合わせ先
全国健康保険協会徳島支部
企画総務グループ
TEL : 088-602-0251